※事前掲載用

実 習 に 関 す る 合 意 書（案）

沼津市（以下「甲」という。）と本校（本申込に係る学生の所属大学・短期大学・高等学校等をいい、以下「乙」という。）は、乙の派遣する「学外実習」（インターンシップ）実習生（以下「実習生」という。）の受入れに関して次のとおり合意する。

（目的）

第１条　「学外実習」（インターンシップ）は、実習を希望するものが甲の業務を体験することを通じて、在学中に自分の専攻分野と社会との関わりや実務と理論の関連性を学び、将来の職業選択に向けての経験を積むことを目的とする。

（実習生の派遣及び受入れ）

第２条　乙は、本申込に係る学生を実習生として甲に派遣し、甲はこれを受入れるものとする。

（実習諸条件）

第３条　実習諸条件については、次の事項のとおりとする。

(1)　交通費（含旅費）補助　　支給なし
(2)　手当支給　支給なし
(3)　食事補助　支給なし
(4)　職員寮等の利用　不可
(5)　医療施設の利用　不可
(6)　作業着等の貸与　原則貸与しない

（損害賠償責任等）

第４条　実習中に実習生がその責めに関すべき事由により、甲または第三者に与えた損害に対し、乙は、当該損害の賠償責任を負うものとする。

第５条　甲は、実習中に実習生が事故を起こし、または事故に遭った場合において、その責任を負わないものとする。

（遵守すべき事項）

第６条　実習生の遵守すべきことについては、次の事項のとおりとし、乙は、実習生に、予め次の事項を十分に事前指導し、誓約のうえ遵守させるものとする。

(1)　甲の実習担当者の指導、監督、助言等に従うこと。
(2)　甲の名誉を毀損するような言動は行なわないこと。
(3)　甲の営む事業を阻害するような言動は行なわないこと。
(4)　実習中に甲で知り得た機密を、期間中、期間終了後を問わず他に漏らしてはならないこと。

（中止事由）

第７条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この実習を中止することができる。

(1)　災害その他のやむを得ない事由により、甲が実習を継続することができないと認めたとき。
(2)　乙または実習生がこの合意書の条項に違反したとき。

（補則）

第８条　この合意書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めることとする。